

平成17年（ワ）第87号、平成18年（ワ）第16号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原告 山田稔 外22名

被告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

## 準備書面（7）

平成18年5月24日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



頭書の事件につき、原告ら準備書面(4)に対する反論をするにあたり、被告は原告らに対し、下記の釈明を求める。

### 求釈明

原告らがこれまで主張してきた「ディフェンシン耐性菌人類脅威仮説(仮称)」によれば、本件GMイネからのディフェンシン流出の量及び頻度は、(人類に脅威を与えうるほど)「常時大量」ということである(原告ら準備書面(2)別表1頁参照)。

しかしながら、今般提出された原告ら準備書面(4)の主張をみるも、本件GMイネのディフェンシン流出については、些細な理論的可能性の議論しかなされておらず、これまで原告らが主張してきた「本件GMイネはディフェンシンを人類に脅威を与えうるほど常時かつ大量に流出する」という議論は一切見受けられない。

原告らの「本件GMイネからディフェンシンが常時大量に流出する」との主張は、原告準備書面(4)記載のものにとどまるのか、それとも、新たに、本

件GMイネからのディフェンシン流出の量及び頻度につき具体的な主張を行うのか、明らかにされたい。

以上